

議案第 1 号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 7 月 23 日 提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

令和 8 年度から高等学校等就学支援金制度が改正され、所得制限の撤廃及び国籍確認が行われるが、授業料減免の対象者は国籍関係なく、所得要件を確認するため改正が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律
- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令
- 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 年 月 日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第88号）による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「令和8年改正前の政令」という。）」に改め、同項第4号ア中「政令」を「令和8年改正前の政令」に改める。

第4条第1号中「法第3条第2項第3号」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）による改正前の法第3条第2項第3号」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 定時制課程又は通信制課程に在学する者であって、免除又は減額を申請する年度における履修科目の単位数が30を超えるものの授業料等を免除し、又は減額する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、条例第2条の規定により納付すべき履修科目30単位に係る授業料等の全額又は半額とする。

第6条第1項第1号中「政令」を「令和8年改正前の政令」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条、第7条関係）

授 業 料 等 減 免 申 請 書

年 月 日

〇〇高等学校長 殿

下記の理由により授業料等の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 本人	現 住 所			
	課 程 等	課 程 科 学 年 組		
	氏 名		生年月日	
	連 絡 先			
2 保護者等	現 住 所			
	氏 名		生年月日	
	連 絡 先			
	職業（勤務先）		生徒との関係	

3 減免希望の理由 (具体的に)		
---------------------	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号、第 4 条第 1 号並びに第 6 条第 1 項第 1 号の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁教育支援課

1 件名

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 令和 8 年 3 月 31 日に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）が改正され、高等学校等就学支援金の受給資格等が変更されたことに伴い、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 11 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する授業料の免除又は減額の対象者について整理する必要がある。
- (2) 学年制をとらない単位制の高校について、非計画的な単位履修を支給対象から除外するため、減免対象とする年間単位数の上限を定める必要がある。
- (3) 授業料等減免申請書（第 1 号様式）について、申請内容の確認連絡のため、生徒本人及び保護者等の連絡先記載欄を追加する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 授業料等減免対象者については所得要件を維持する必要があることから、改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成 22 年政令第 112 号）第 1 条第 2 項を引用する。（第 2 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 条第 1 項関係）
- (2) 保護者等の定義規定を改める。（第 4 条第 1 号関係）
- (3) 定時制課程及び通信制課程に在学する者に対する減免額について、1 の年度における上限額を定める。（第 5 条関係）
- (4) 授業料等減免申請書に生徒本人及び保護者等の連絡先記載欄を追加する。（第 1 号様式）
- (5) この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号、第 4 条第 1 号並びに第 6 条第 1 項第 1 号の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。（附則）

4 根拠法令

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和 48 年沖縄県条例第 41 号）
第 6 条

5 関係各課との調整状況

該当なし

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号） 新旧対照表		
改正案		現行
(趣旨) 第1条 (略)	(趣旨)	第1条 この規則は、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号。以下「条例」という。）第6条から第9条までの規定に基づき、沖縄県立高等学校の授業料等の免除、減額、徴収の猶予その他の必要な事項を定めるとともに、沖縄県立中学校の入学考査料及び証明手数料の免除に關し必要な事項を定めるものとする。
	(免除又は減額の対象者) 第2条 授業料及び受講料（第2号に掲げる者においては、転学の届出書を提出した月の授業料及び受講料に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができる者は、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) 高等学校に在学した期間が通算して36月（定時制課程及び通信制課程においては48月）を超える者のうち、 <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（令和8年改正前の政令（令和8年政令第88号）による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「令和8年改正前の政令」という。）第1条第2項に定める者に該当しない者</u>	(免除又は減額の対象者) 第2条 授業料及び受講料（第2号に掲げる者においては、転学の届出書を提出した月の授業料及び受講料に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができる者は、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第29条第2項の留学の許可を受けた者 (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第4条の規定により法第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者で、月の途中で沖縄県立高等学校以外から転学した者 (3) 高等学校に在学した期間が通算して36月（定時制課程及び通信制課程においては48月）を超える者のうち、 <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項</u>

(4) 高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、授業料等を算定する月（以下「算定月」という。）において次に掲げる要件を全て満たす者 ア 令和8年改正前の政令第1条第2項に定める者に該当しないこと。 イ (略) (5) (略) (6) (略) 2 (略)	(4) 高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、授業料等を算定する月（以下「算定月」という。）において次に掲げる要件を全て満たす者 ア 政令第1条第2項に定める者に該当しないこと。 イ 算定月の前月までに履修の期間を満了した科目の単位数及び履修を開始した科目の単位数並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が74を超えること。 (5) 大規模災害（甚大な被害をもたらした災害で、教育長が別に定める災害をいう。以下同じ。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された者 同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有していた者 (6) 前各号に掲げるもののほか、教育上特に免除の必要があると認める者 2 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了した者（以下「既卒者」という。）であって、授業料等の免除又は減額を受けることができる者は次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 当該既卒者（当該既卒者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者の）の失職、倒産等の家計急変により、授業料等の納付が困難となった者 (2) 沖縄県立高等学校管理規則第29条第2項に規定する留学の許可を受けた者 (3) 前2号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に免除又は減額の必要があると認める者
(徴収の猶予の対象者) 第4条 授業料等の徴収の猶予を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）による改正前の法第3条第2項第3号に規定する保護者等という。以下同じ。）の被災、傷病、失業、営業不振その他の理由により学費の負担が困難となった者 (2) (略) (3) (略)	(徴収の猶予の対象者) 第4条 授業料等の徴収の猶予を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等という。以下同じ。）の被災、傷病、失業、営業不振その他の理由により学費の負担が困難となった者 (2) 就学支援金等を申請した者 (3) 前2号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に徴収の

(免除又は減額する額) 第5条 (略) 2 定時制課程又は通信制課程に在学する者であつて、免除又は減額を申請する年度における履修科目の単位数が30を超えるものの授業料等を免除し、又は減額する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、<u>条例第2条の規定により納付すべき履修科目30単位に係る授業料等の全額又は半額とする。</u>	猶予の必要があると認める者 (免除又は減額する額) 第5条 授業料等を免除し、又は減額する額は、<u>条例第2条の規定により納付すべき授業料等の全額又は半額とする。</u> (新設)
(免除の申請手続) 第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、授業料等減免申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。この場合において、当該者に保護者等がいるときは、当該保護者等と連署した申請書を提出するものとする。 (1) 課税証明書等(令和8年改正前の政令第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規定する額を明らかにすることのできる市町村(特別区を含む。))の長の証明書その他の書類をいう。次条第1項第1号において同じ。) (第2条第1項第1号又は第5号に該当する者を除く。) (2) (略) 2～4 (略)	(免除の申請手続) 第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、授業料等減免申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。この場合において、当該者に保護者等がいるときは、当該保護者等と連署した申請書を提出するものとする。 (1) 課税証明書等(政令第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規定する額を明らかにすることのできる市町村(特別区を含む。))の長の証明書その他の書類をいう。次条第1項第1号において同じ。) (第2条第1項第1号又は第5号に該当する者を除く。) (2) 第2条第1項各号のいずれかに該当することを証明するに足りる書類 2～4 (略)
(既卒者の免除又は減額の申請手続) 第7条 (略) (1) (略) (2) (略)	(既卒者の免除又は減額の申請手続) 第7条 第2条第2項の規定により授業料等の免除又は減額を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。この場合において、当該者が主として他の者の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者と連署した申請書を提出するものとする。 (1) 課税証明書等(第2条第2項第2号に該当する者を除く。) (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足りる書類

2 (略)	2 校長は、前項の規定により提出された申請書及び書類（次条第3項において「申請書等」という。）を受理したときは、同項の規定により授業料等の免除の決定をする場合を除き、必要事項を調査の上、授業料等減免承認申請書（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。
3 (略)	3 前2項の授業料等の免除又は減額の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員会が定める日までに行うものとする。
4 (略)	4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除又は減額の必要がある場合は、その都度、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

第1号様式（第6条、第7条関係）

授 業 料 等 減 免 申 請 書					年 月 日
〇〇高等学校長 殿					
下記の理由により授業料等の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。					
1 本人	現 住 所				
	課 程 等	課 程	科 学 年 組		
	氏 名		生年月日		
	連絡先				
2 保護者等	現 住 所				
	氏 名		生年月日		
	連絡先				
	職業（勤務先）		生徒との関係		
3 減免希望の理由（具体的に）					

第1号様式（第6条、第7条関係）

授 業 料 等 減 免 申 請 書					年 月 日
〇〇高等学校長 殿					
下記の理由により授業料等の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。					
1 本人	現 住 所				
	課 程 等	課 程	科 学 年 組		
	氏 名		生年月日		
	現 住 所				
2 保護者等	現 住 所				
	氏 名		生年月日		
	職業（勤務先）		生徒との関係		
	3 減免希望の理由（具体的に）				

○沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例

昭和48年3月29日条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、沖縄県立高等学校の授業料、入学検査料、入学料、受講料、聴講料及び証明手数料（以下「高等学校授業料等」という。）並びに沖縄県立中学校の入学検査料及び証明手数料（以下「中学校入学検査料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高等学校授業料等の減免等)

第6条 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより特別の理由があると認めるときは、高等学校授業料等を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律 ※改正前

平成22年3月31日号外法律第18号

(受給資格)

第三条 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 一 高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者
- 三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者

3 前項第二号の期間は、その初日において高等学校等に在学していた月を一月（その初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一月を超えない範囲内で政令で定める月数）として計算する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令 ※改正前

平成22年4月1日号外政令第112号

(保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等)

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第三条第二項第三号の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 法第三条第一項に規定する者（以下この条において「生徒等」という。）に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長その他の文部科学省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）がいる場合 当該保護者

二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）

2 法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等（前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この条及び第四条第二項において同じ。）について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合又は当該保護者等が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者若しくは同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。以下この条及び第四条第二項において「算定基準額」という。）（保護者等が二人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。第四条第二項において同じ。）が三十万四千二百円以上である者とする。

一 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）が支給される月の属する年度（当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「就学支援金支給年度」という。）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次号及び第四条第二項において同じ。）に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主

義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第八条第十一項第四号（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額（当該保護者等の生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の十二月三十一日において当該保護者等の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、当該生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十六歳に達した者であるときは、当該合計額から三十三万円を控除して得た金額）に百分の六を乗じた額

- 二 就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の六の規定により控除する額（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市により当該就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令

発令：平成22年4月1日号外政令第112号

最終改正：令和8年3月31日号外政令第88号

改正内容：令和8年3月31日号外政令第88号[令和8年4月1日]

(高等学校等に在学した期間の計算の特例)

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第三条第三項の政令で定める月は、次に掲げる月とする。

- 一 その初日において在学していた高等学校等（法第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）が高等学校定時制課程等（高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）若しくは中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程又は専修学校（高等学校の課程に類する課程であって、夜間その他特別な時間において授業を行うもの又は通信による教育を行うものを置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。）をいう。次号において同じ。）のみであった月
- 二 その初日において在学していた高等学校等が高等学校定時制課程等及びそれ以外の高等学校等であった月（当該高等学校定時制課程等が当該月に係る支給対象高等学校等（法第五条第一項に規定する支給対象高等学校等をいう。以下同じ。）であった月に限る。）

2 法第三条第三項の政令で定める月数は、一月の四分の三に相当する月数とする。

(支給限度額)

第二条 法第五条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 国及び地方公共団体以外の者の設置する高等学校等（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 高等学校等（ロに掲げるものを除く。） 三万八千百円
 - ロ 高等学校の通信制の課程及び専修学校通信制学科 二万八千百円
- 四 高等学校及び専修学校で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの 受給権者（法第五条第一項に規定する受給権者をいう。次条において同じ。）が当該学校に在学中の各月に支給される高等学校等就学支援金（同条第二項において「就学支援金」という。）の額の総額が百三十七万六千六百円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額

高等学校等就学支援金の支給に関する法律

発令 : 平成22年3月31日号外法律第18号

最終改正 : 令和8年3月31日号外法律第8号

改正内容 : 令和8年3月31日号外法律第8号[令和8年4月1日]

(目的)

第一条 この法律は、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、高等学校等の生徒等がその経済的な状況にかかわらず当該高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることを目的とする。

(受給資格)

第三条 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者（日本国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限る。）に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 一 高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者

3 前項第二号の期間は、その初日において高等学校等に在学していた月を一月（その初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一月を超えない範囲内で政令で定める月数）として計算する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則

発令：平成22年4月1日号外文部科学省令第13号

最終改正：令和8年3月31日号外文部科学省令第18号

改正内容：令和8年3月31日号外文部科学省令第18号[令和8年4月1日]

(専修学校及び各種学校)

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 専修学校の高等課程

二 専修学校の一般課程であつて、次に掲げる教育施設の指定を受けたもの

イ 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十二条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する准看護師養成所

ロ 調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条第一項第一号に規定する調理師養成施設

ハ 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五十五号）第五条第一号に規定する製菓衛生師養成施設

三 各種学校であつて、前号イからハまでに掲げる教育施設の指定を受けたもの

2 法第二条第五号の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであつて、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科とする。

(生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額等)

第七条 令第二条第一号ニに規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものとする。

2 (略)

3 (略)

4 令第二条第四号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の一単位当たりの支給限度額（次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が当該各科目の一単位当たりの授業料の額を超える場合にあつては、当該一単位当たりの授業料の額）を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目の全ての単位について合算した額とする。

一 国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（第十四条第二項において単に「独立行政法人」という。）及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十四条第二項において単に「国立大学法人」という。）を含む。第三号において同じ。）の設置する高等学校等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等（ロに掲げるものを除く。） 四千六百六十八円

ロ 専修学校（第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。次号ニにおいて同じ。） 六千七百五十六円

二 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。）の設置する高等学校等 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等（ロからホまでに掲げるものを除く。） 四千八百十二円

ロ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。ハ及び次号ロにおいて同じ。）の定時制の課程 千七百四十円

ハ 高等学校の通信制の課程 三百三十六円

ニ 専修学校（ホに掲げるものを除く。） 一万八千五百二十八円

ホ 専修学校通信制学科（令第二条第二号トに規定する専修学校通信制学科をいう。次号ロにおいて同じ。） 一万三千六百六十八円

三 国及び地方公共団体以外の者の設置する高等学校等 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等（ロに掲げるものを除く。） 一万八千五百二十八円

ロ 高等学校の通信制の課程及び専修学校通信制学科 一万三千六百六十八円

5 前項の額を算定するに当たっては、前項の算定を行う月（以下この項及び次項において「算定月」という。）の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数及び算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が三十を超える場合にあっては、算定月に履修を開始する科目のうち当該を超える部分の単位数に係る単位について合算することができない。

6 （略）

高等学校等就学支援金等

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

5,824億円
4,074億円

<内訳>

高等学校等就学支援金交付金

5,800億円

公立高等学校授業料不徴収交付金

0.1億円

高等学校等就学支援金事務費交付金

24億円

文部科学省

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

- 高等学校等の授業料に充てするために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図り、もって、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

事業内容（事業実施期間：平成22年度～、【新制度】令和8年度～）

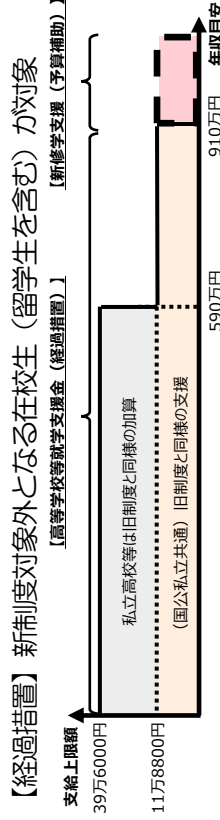
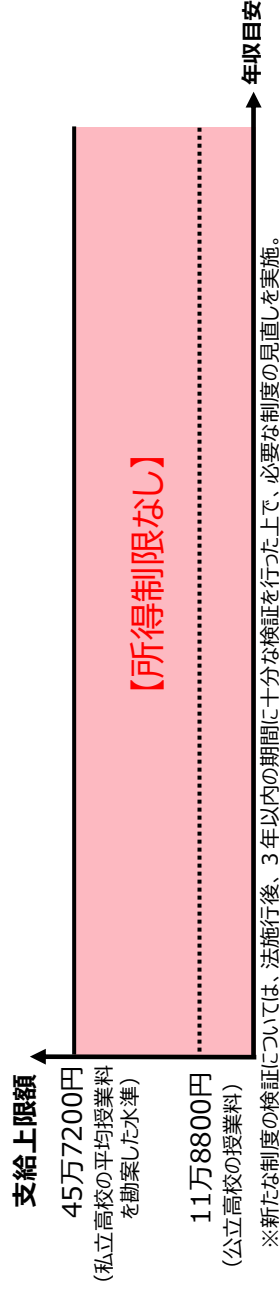
- ◆ 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる三党合意（令和7年10月29日、令和7年12月18日）に基づき、いわゆる高校無償化については、我が国社会を担う人材育成のため、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度の拡充を図り、年収に関わらず、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10/10国負担から1/4の都道府県負担を導入。

【新制度】所得制限：なし

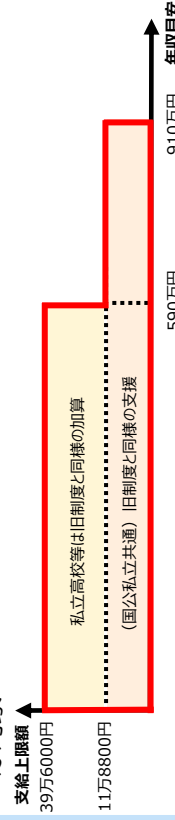
支給上限額：11万8800円（公立）、45万7200円（私立）

※ 国立高校等についても、実質無償。

※ 私立高校等の通信制課程に通う生徒の支給上限額は33万7200円。



【参考（予算補助）】新制度対象外となる新入生（留学生を除く）が対象



新制度 対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

新制度 対象者

上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。

- ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

実施 主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担 割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

（担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）

高校生等・新修学支援

(就学支援金新制度対象外となる外国籍生徒等への修学支援)

令和8年度予算額 (案) 13億円
(新規)

事業趣旨

- 「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について (令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム)」において、これまで高等学校等就学支援金制度で対象としていた外国籍生徒及び外国人学校の扱いについて、「現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学等」の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。」とされた。
- その上で、「在校生 (留学生を含む)」については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者 (留学生を除く) には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援することとされたことを踏まえ、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して補助する。

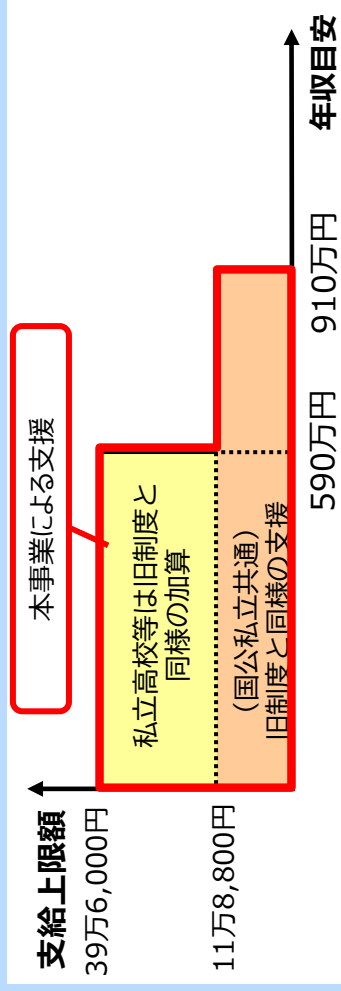
事業内容

- 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒に対して、旧制度と同等の水準で、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して所要額の3/4を補助する。(高等学校等修学支援事業費補助金)

① R8新入生対象

(就学支援金新制度対象外の外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生除く

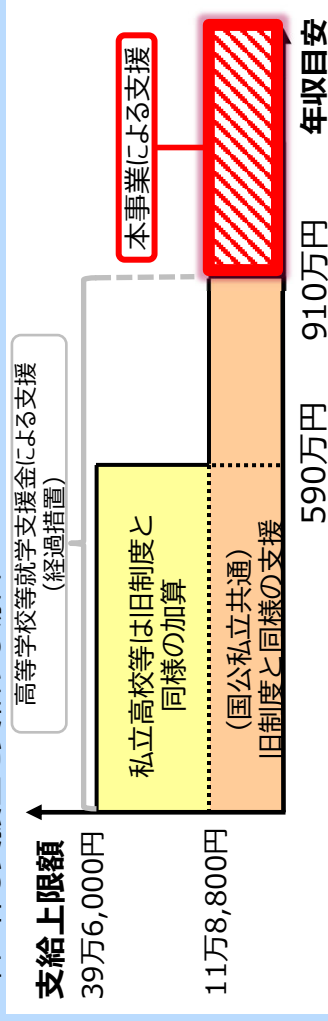
- ◆ 令和8年4月以降に入学する生徒のうち、就学支援金の旧制度であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満世帯の生徒 (留学生除く) を対象に、上限39.6万円/年の授業料に係る支援金を支給する場合



② R8在校生対象

(就学支援金新制度対象外で経過措置が適用される外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生含む

- ◆ 令和8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒 (在校生。留学生含む) であって、旧制度であれば就学支援金の所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の生徒等を対象に、上限11.88万円/年の授業料に係る支援金を支給する場合



対象校種

旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等 (新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む)

対象者

就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒

補助対象経費

都道府県が行う本事業に要する経費 (事務費含む)

※国立高校等は国が事業を実施

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)



文部科学省